

UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款

現行	改正												
料金表 通則 (料金の計算方法など) 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>計算方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金、<u>他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金</u>又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)</td><td>この約款に規定する額により行います。</td></tr> </tbody> </table>	区分	計算方法	(略)	(略)	(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金、 <u>他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金</u> 又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)	この約款に規定する額により行います。	料金表 通則 (料金の計算方法など) 1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>計算方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)</td><td>この約款に規定する額により行います。</td></tr> </tbody> </table>	区分	計算方法	(略)	(略)	(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)	この約款に規定する額により行います。
区分	計算方法												
(略)	(略)												
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金、 <u>他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金</u> 又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)	この約款に規定する額により行います。												
区分	計算方法												
(略)	(略)												
(2) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料、国際通話に関する料金又は国際SMS送信(別表1(オプション機能)に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)	この約款に規定する額により行います。												
(消費税相当額の加算) 19 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。 (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料 (2) 国際通話に関する料金 (3) <u>他網公衆電話の電話機から契約者回線への通話に係る料金</u> (4) <u>国際SMS送信に関する料金</u>(通話料に限ります。)	(消費税相当額の加算) 19 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。 (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料 (2) 国際通話に関する料金 (3) <u>国際SMS送信に関する料金</u>(通話料に限ります。)												

第1表 料金

第3 通話料

1 適用

通話料の適用については、第46条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第76条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用

(1) 在圏区分
及び通話区
分の適用

ア 当社は、通話料を適用するため、在圏地域（その通話を行った契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する都道府県をいいます。以下同じとします。）及び通話を次のとおり区分します。

(ア) 在圏区分

在圏区分	在圏地域の範囲
北海道地区	北海道
東北地区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
北陸地区	富山県、石川県、福井県
関東地区	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県
中部地区	長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
関西地区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地区	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(イ) 通話区分

通話区分	適用する通話
域内・ 地域隣 接県通 話	その通話の相手側の電気通信設備に係る通話地域間距離測定のための起算点（以下「相手側起算点」といいます。）が、その移動無線装置に係る在圏地域と同一の都道府県内となる通話

第1表 料金

第3 通話料

1 適用

通話料の適用については、第46条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第76条（電話番号案内接続に係る通話料の支払義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用

(1) 削除 削除

	<table><tr><td></td><td>県間通話</td><td>その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの</td></tr><tr><td></td><td>地域隣接県外通話</td><td>地域内・地域隣接県通話以外の通話</td></tr></table> イ アに規定する区分は、移動無線装置が接続されている無線基地局設備の所在する場所又は協定事業者の電気通信回線設備の終端の所在する場所に基づき、当社が別に定めるところにより適用します。 ウ アに規定する区分は、通話を開始した時点の区分を適用し、その通話が終了するまで変更しません。 エ 当社が別に定める地域又は電気通信設備へ行った通話については、アの規定にかかわらず、当社が定める通話区分を適用します。		県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの		地域隣接県外通話	地域内・地域隣接県通話以外の通話									
	県間通話	その通話の相手側起算点が、その移動無線装置に係る在圏区分と同一の在圏区分に区分された都道府県内又はそれらに隣接する都道府県内となる通話であって、県内通話以外のもの														
	地域隣接県外通話	地域内・地域隣接県通話以外の通話														
(2) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分の適用	ア 昼間、夜間、深夜・早朝とは、次の時間帯をいいます。 ただし、土曜日・日曜日・祝日の時間帯区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。 <table><tr><td>時間帯区分</td><td>時間帯</td></tr><tr><td>昼間</td><td>午前8時から午後7時までの間</td></tr><tr><td>夜間</td><td>午後7時から午後11時までの間</td></tr><tr><td>深夜・早朝</td><td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td></tr></table> イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。 <table><tr><td>時間帯区分</td><td>時間帯</td></tr><tr><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間</td></tr></table>	時間帯区分	時間帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	時間帯区分	時間帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間	<table><tr><td>(2) 削除</td><td>削除</td></tr></table>	(2) 削除	削除
時間帯区分	時間帯															
昼間	午前8時から午後7時までの間															
夜間	午後7時から午後11時までの間															
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間															
時間帯区分	時間帯															
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後11時までの間															
(2) 削除	削除															
(略)	(略)															
(4) ローミングの通話料	ア ローミングの契約者回線から行った通話に係る料金については、UQmⅡ約款において特定事業者がその	<table><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(4) ローミン</td><td>ローミングの契約者回線から行った通話に係る料金につ</td></tr></table>	(略)	(略)	(4) ローミン	ローミングの契約者回線から行った通話に係る料金につ										
(略)	(略)															
(4) ローミン	ローミングの契約者回線から行った通話に係る料金につ															

の適用	契約者回線の契約者に適用する料金額と同額とします。 <u>イ 相互接続点からローミングの契約者回線への通話に係る料金については、2－3に規定する料金額を適用します。</u>	グの通話料の適用	いては、 U Q m II 約款において特定事業者がその契約者回線の契約者に適用する料金額と同額とします。
(略)	(略)	(略)	(略)

2 料金額

2-1 通常通話に係るもの
(表略)

2-2 国際通話に係るもの
(表略)

2-3 相互接続点からの通話に係るもの

(1) (2)以外のもの

区分		料金額			
通話料		次の秒数までごとに 税抜額 10 円 (税込額 11 円)			
		昼間	夜間	土曜日・日 曜日・祝日	深夜・ 早朝
関東地 区・中 部地区	地域内・地域隣接 県通話	30 秒		30.5 秒	
	地域隣接県外通話	30 秒			
	上欄以外の地区	30 秒			

(2) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供
する他網公衆電話の電話機から行った通話に係るもの

区分		料金額			
通話料		次の秒数までごとに 10 円			
		昼間	夜間	土曜日・日 曜日・祝日	深夜・ 早朝
地域内・地域隣接県通話		11.5 秒	14.5 秒	14.5 秒	20.5 秒
地域隣接県外通話		9.0 秒	14.5 秒	14.5 秒	18.5 秒

2 料金額

2-1 通常通話に係るもの
(表略)

2-2 国際通話に係るもの
(表略)

附則（21-KDDI 次ビ企 UQm 第 010 号） （実施時期） 1 この約款は、令和 3 年 9 月 2 日から実施します。 2～8 （略） （a u 契約又は U Q m I 契約の契約解除料の支払いに関する経過措置） 9 この約款実施の日以降、番号移行又は契約移行による U Q m o b i l e II 契約の申込みがあった場合、U Q m o b i l e II 契約者は、その番号移行に係る a u 契約又は契約移行に係る U Q m I 契約の契約解除料（それぞれ当社の a u 約款又は U Q m I 約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）の支払いを要しません。 10 <u>この約款実施の日から当社が別に定める日までの間、前項の取扱い（a u 契約の契約解除料に係るものに限り、）は、U Q m o b i l e II 契約の申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降の U Q m o b i l e 通信サービス II の料金から、a u 契約の契約解除料と同額を減算する方法により行います。</u>	附則（21-KDDI 次ビ企 UQm 第 010 号） （実施時期） 1 この約款は、令和 3 年 9 月 2 日から実施します。 2～8 （略） （a u 契約又は U Q m I 契約の契約解除料の支払いに関する経過措置） 9 この約款実施の日以降、番号移行又は契約移行による U Q m o b i l e II 契約の申込みがあった場合、U Q m o b i l e II 契約者は、その番号移行に係る a u 契約又は契約移行に係る U Q m I 契約の契約解除料（それぞれ当社の a u 約款又は U Q m I 約款に定めるものをいいます。以下この附則において同じとします。）の支払いを要しません。 10 <u>削除</u>
---	---

	<u>附則（21-KDDI 次ビ企 UQm 第 014 号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改定規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。</u> <u>ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定につい</u> <u>ては、次表のとおりとします。</u> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 327 1697 432"> <u>下欄以外の相互接続点からの通話に関する改</u> <u>正規定</u> </td><td data-bbox="1697 327 2087 432"> <u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時</u> <u>00 分 00 秒以降に開始した通</u> <u>話について実施します。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="1120 432 1697 611"> <u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話</u> <u>株式会社が提供する他網公衆電話の電話機か</u> <u>ら行った通話及び当社所定のサービスを利用</u> <u>して行った相互接続点からの通話に関する改</u> <u>正規定</u> </td><td data-bbox="1697 432 2087 611"> <u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時</u> <u>00 分 00 秒以降に着信のあつ</u> <u>た通話について実施します。</u> </td></tr> </table> <u>備考 上欄に定める当社所定のサービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケ</u> <u>ーションズ株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。</u> <u>（料金等の支払いに関する経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サ</u> <u>ービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>（その他）</u> <u>3 令和 3 年 9 月 2 日から実施の附則第 10 項について、「削除」に改めます。</u>	<u>下欄以外の相互接続点からの通話に関する改</u> <u>正規定</u>	<u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時</u> <u>00 分 00 秒以降に開始した通</u> <u>話について実施します。</u>	<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話</u> <u>株式会社が提供する他網公衆電話の電話機か</u> <u>ら行った通話及び当社所定のサービスを利用</u> <u>して行った相互接続点からの通話に関する改</u> <u>正規定</u>	<u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時</u> <u>00 分 00 秒以降に着信のあつ</u> <u>た通話について実施します。</u>
<u>下欄以外の相互接続点からの通話に関する改</u> <u>正規定</u>	<u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時</u> <u>00 分 00 秒以降に開始した通</u> <u>話について実施します。</u>				
<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話</u> <u>株式会社が提供する他網公衆電話の電話機か</u> <u>ら行った通話及び当社所定のサービスを利用</u> <u>して行った相互接続点からの通話に関する改</u> <u>正規定</u>	<u>令和 3 年 10 月 1 日午前 0 時</u> <u>00 分 00 秒以降に着信のあつ</u> <u>た通話について実施します。</u>				